**令和７年度沖縄県屋外広告物あり方等検討業務**

**（新たな技術開発による屋外広告物・安全管理編）**

**仕様書**

１. 業務

令和７年度沖縄県屋外広告物あり方等検討業務（新たな技術開発による屋外広告物・安全管理編）

２. 業務目的

屋外広告物は情報の受け手にとって有益なものであったり、街を活気づけたりする反面、無秩序に表示されると美しい自然景観（風景）・まちなみや安全で快適な歩行区間が阻害されることがある。

　良好な景観形成及び安全で快適な空間を形成するためには、屋外広告物の大切さを県民、事業者を含む社会全体で共有する必要がある。

一方、近年、社会情勢の変化や技術の進歩により、エリアマネジメント活動の財源確保のための活用や、高度な技術を活用した新たな表現方法であるデジタルサイネージといった、新たな活用方法もみられる。このような屋外広告物については、「良好な景観形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害防止」の観点から、時代のニーズに対応する新たなルールづくりを検討し、優れた屋外広告物を誘導する必要がある。

また、本県では、台風などの強風による破損、潮風などの塩害によるサビの腐食など、看板の劣化の進行などの問題があり、適正に維持管理していくことが課題として考えられる。

本業務では、新たな技術開発による屋外広告物に対する誘導基準及び屋外広告物の安全評価基準等のガイドラインの策定に向けた素案を作成することを目的とする。

３. 履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月23日（月）まで

４.　共通仕様書の適用

　本業務にあたっては、本契約書に基づき実施すること。

５.　本仕様書の適用

(1) 　本仕様書は、沖縄県（以下「県」という。）の発注する令和７年度沖縄県屋外広告物あり方等検討業務に適用する。

(2)　 成果品は、すべて県の所有とし、県の許可を受けないで他に公表、貸与、使用しないこと。

(3)　本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定する。

６. 委託業務の概要

(1)「沖縄県屋外広告物ガイドライン～新たな技術開発による屋外広告物編～」の素案作成

(2)「沖縄県屋外広告物ガイドライン～安全管理編～」の素案作成

(3)打合せ

(4)(1)～(2)素案の成果品、報告書の作成

(5)その他、協議し決定した事項

７. 委託業務の詳細

(1)「沖縄県屋外広告物ガイドライン～新たな技術開発による屋外広告物編～」の素案作成

次の通り、県外の自治体の事例を参考に、図やイラストを用いて、①可変表示式広告物（デジタルサイネージ・プロジェクションマッピング）、②民間広告収入を活用した屋外広告物、③車体利用広告物（アドトラック含む）、④大型商業施設の壁面広告物について、配慮・抑制事項をまとめた「誘導基準（素案）」を作成する。

　ア　趣旨

（ア）可変表示式広告物

　　　　　　デジタルサイネージ等の可変表示式広告物は、情報発信の情報の伝達性に優れ、可変性が高く、多様な表現が可能となる有効な広告手段であり、その経済効果が見込まれるだけでなく、地域課題の解決の手段と可能性をもっている。

しかしながら、現行の法や条例において、光や動き、音などに関する規定が示されていないことから、必要なルールを定めなければ、景観、風致、公衆に対し悪影響を及ぼす恐れがある。

こうしたことから、沖縄の自然景観やまちなみをより美しく、安全に保つため、可変表示式広告物の適切な規制誘導を行う必要がある。

そこで、本県では可変表示式広告物について条例等の規定による基準の必要な運用について検討する。

（イ）民間広告収入を活用した屋外広告物

　　　　近年、地域経済の活性化と地域住民の生活の向上を図るため、様々なイベントの実施や公共施設の維持管理など、地方公共団体と民間の事業者等の多様な主体と連携したまちづくりやエリアごとの特色を生かした事業の取組がみられる。

こうした取り組みの一つとして、安定的な活動財源の確保の問題があり、その対応策として、公共施設道路、公園、広場等の公共空間、案内図板や公共掲示板等公益上必要な施設又は物件において屋外広告物のスペースを販売し、その広告収入を地域のイベントや公共施設の維持管理費用の財源としている例が全国的に注目されている。

公共施設又は物件等に民間事業者等の広告を掲出する際は、掲出する屋外広告物が公共施設にふさわしく、エリア内の景観と調和した賑わいのあるものであるなど、景観と安全への配慮した屋外広告物を誘導するが必要ある。特に、エリアの魅力向上を図るためには、エリア内の地域住民や自治体が主体となって、エリア内のルールを策定し、デザインの優れた屋外広告物を誘導する必要がある。

また、民間事業者を決定する際の公平性・透明性の確保や、県民や事業者等が当取組を活用しやすくするためにも、民間広告の効果的な活用方法についてわかりやすく整理する必要がある。

そこで、本県では、公共施設の特性、周辺の景観、まちなみ全体に与える影響を考慮し、屋外広告物の表示内容や規模について必要なルールを策定するとともに、地域住民や自治体が、それぞれの地域の特性に応じたエリアのルールを策定し、民間広告収入の効果的な活用方法を知ることができるよう、条例等の規定による基準の必要な運用について検討する。

（ウ）車体利用広告物（アドトラック含む）

　　　　広告表示は印刷技術等の発展により、美しく効果的な広告が可能となり、公共交通機関の車体を利用した広告表示は、情報発信のツールの一つとなっている。

しかしながら、公共空間の秩序を維持し、良好な景観を形成するためには、車体を利用した広告が周囲の景観に調和することが必要である。

良好な景観形成を図るため、公共交通機関の車体を利用した広告物について、「風景」や「ひと」への思いやりのある「沖縄の風景と調和したサイン」となることを目的とし、条例等の規定による基準の必要な運用について検討する。

（エ）大型商業施設等の壁面広告物

　　　　　　近年、他県において大型商業施設の壁面広告物について、その壁面の面積規模に応じた基準（面積基準の緩和）を策定する自治体がみられており、本県においても、大型商業施設の実態を考慮し、面積規模に応じた基準の策定を検討している。

しかしながら、面積緩和については、景観への配慮や圧迫感、車両運転者への配慮等、必要なルールを定めなければ、景観、風致、公衆に対し悪影響を及ぼす恐れがある。

こうしたことから、沖縄の自然景観やまちなみをより美しく、安全に保つため、適切な規制誘導を行う必要がある。

そこで、本県では大型商業施設の壁面広告物について、条例等の規定による基準の必要な運用について検討する。

イ 計画準備

(ア)前提条件の整理

本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

(イ)既往資料の収集・整理

本業務の遂行にあたって必要となる県外の自治体ガイドライン等の既往資料の収集及び整理を行う。なお、配慮・抑制事項については下記表を参考に項目別に整理した一覧表を作成すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 新たな技術開発による屋外広告物 | 留意・抑制事項等 |
| ①可変表示式広告物  ・屋外ビジョンなどの自らを発光または照射して表示する広告物のこと | ・条例等の適用範囲、明るさ・まぶしさ、点滅・動き、色彩、交通安全の確保、音、掲載内容、近隣に関する配慮、許可手数料、自主審査、関係機関との調整等 |
| ②民間広告料収入を活用した屋外広告物  （例）  【エリアマネジメント広告物】  民間企業等の設置する広告物の広告料を、地域住民の生活の向上又は地域経済の活性化に要する費用充当する屋外広告物。  【民間広告収入を公共施設又は物件の設置・管理費用に充当した屋外広告物】  他自治体事例：民間広告付き公共デジタルサイネージ | 条例等の適用範囲、公共施設の特性・周辺の景観・まちなみ全体に与える影響への考慮した表示内容や規模等の配慮事項、申請～許可までの手続等の流れ（審査方法や考え方等）、民間広告業者の選定方法（公平性・透明性）、広告料の内訳・活用方法、自主審査委員会・自主審査基準等 |
| ③車体利用広告物（アドトラック含む） | 条例等の適用範囲、景観への対応、交通安全の確保、県民への対応、光・音（アドトラック関係）、自主審査基準等 |
| ④大型商業施設等の壁面広告物 | 景観への配慮、圧迫感、車両運転者の注意力（交通安全の確保）、大型商業施設等に係る面積基準の考え方等 |

ウ　先進事例調査

(ア)先進事例を持つ県外自治体へのアンケート調査又はヒアリング

ガイドライン等を策定している県外自治体に対して、事例やガイドライン策定後の課題についてアンケート調査を実施し、事例と課題の整理を行う。

また、先進事例をもつ自治体の中でも特に優れた先進事例をもつ自治体については、３か所程度選出し、当該自治体に対し、ヒアリングを行う。

（イ）モデル（事業スキーム）調査

　　　　屋外広告物行政におけるモデルとなる自治体を選出し、当該自治体の申請、審査、許可事例までの事業スキームを調査する。調査後、調査結果をもとにモデル的事業スキームを作成する。

(ウ)「ガイドライン」作成に係る今後の方向性の整理

（ア）の内容をまとめ、手引き作成に係る課題や今後の方向性を整理する。

　　エ　「沖縄県屋外広告物ガイドライン～新たな技術開発による屋外広告物編～」の素案作成

　　オ　今後の予定（作業フロー）の作成

　　　　　有識者との意見交換を行う検討委員会の立ち上げやパブリックコメントの実施など、ガイドライン素案作成後のガイドライン策定までの作業フローを作成する。

カ　旅費（交通費、宿泊費）について

先進事例自治体ヒアリングに係る旅費（交通費、宿泊費）については、下記の費用を沖縄県の旅費規程を参考にあらかじめ計上しているが、後に実費精算とする。

①那覇－東京都　　１回・２人　２泊３日

②那覇－大阪　　　１回・２人　１泊２日

(2)「沖縄県屋外広告物ガイドライン～安全管理編～」の素案作成

沖縄県の商業地域、近隣商業地域等の危険な広告物の実態調査（部分調査）及び全国の先進事例の調査を行い、危険度を示した評価基準、安全性に関する考え方の紹介、補修・維持管理の必要性、及び対応例を作成する。

　ア　趣旨

　　屋外広告物は、雨、強い日差し等の厳しい自然環境により、部材の腐食、ゆるみ、亀裂等が派生している場合がある。これらの危険な看板が落下することで、時には人身事故をも発生させてしまう恐れがある。

屋外広告物を美しく、安全に保つためには広告主及び管理者が定期的に管理を行い、補修に努める必要がある。

屋外広告物等の安全性の確保及び良好な景観又は風致の維持を図ることを目的とし、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の適切な維持管理を自主的に行うために必要な点検項目及び対応例を示したガイドラインを作成する必要がある。

イ 計画準備

(ア)前提条件の整理

本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

(イ)既往資料の収集・整理

本業務の遂行にあたって必要となる他県の自治体ガイドライン等の既往資料の収集及び整理を行う。以下の表に示す内容を基本とし、必要に応じて項目を追加できるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 大分類・中分類 | 小分類 |
| ①屋外広告物の管理の現状 | 1)屋外広告物行政の安全管理の取組（動向）  2)点検の必要性と社会的責任  3)「管理義務」を県条例に追加  4)沖縄県危険な広告物事例 |
| ②危険な広告物の評価基準  （危険度を段階的に表す指標　A～D評価等） | 1) 安全性に関する考え方の紹介、補修・維持管理の必要性  2)適正に管理しなかった場合に想定される事故（事故シミュレーション）  3)広告物の形態ごとの評価基準  【対象広告物】  袖看板（突出看板）、壁面看板、建植看板（ポール看板、自立看板、野立看板）、屋上看板、壁面広告物、突出広告物、アーチ広告 |
| ③点検方法 | 1)点検の時期  2)広告物の種類、部位ごとの点検ポイント |
| ④点検後の処理方法 | 1) 広告物の種類、部位ごとの技術的処理方法  2)相談先 |

ウ　先進事例調査

(ア)先進事例を持つ県外自治体へのアンケート調査又はヒアリング

ガイドライン等を策定している県外自治体に対して、事例やガイドライン策定後の課題についてアンケート調査を実施し、事例と課題の整理を行う。

また、先進事例をもつ自治体の中でも特に優れた先進事例をもつ自治体については、３か所程度選出し、当該自治体に対し、ヒアリングを行う。

（イ）モデル（事業スキーム）調査

　　　　屋外広告物行政における安全管理や地域の取組等のモデルとなる自治体を選出し、県内でもモデル的事業スキームを作成する。

　　エ　沖縄県の危険な広告物事例調査

　　（ア）事例調査

　　　　　　以下の①調査地域、②調査要員・調査期間、③調査対象の広告物を対象に事例調査を行う。なお、事例調査の実施にあたり、事前に業務対象区間及び区域の土地建物の状況、物件の概要を把握し、必要な作業計画を策定し、都市計画・モノレール課に提出する。

　　　　　①調査地域

沖縄県都市計画用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域にある３自治体２地域にある国道や県道等の主要道路沿いを調査対象地域とする。調査地域の選定については、都市計画・モノレール課と調整すること。

　　　　　②調査要員・調査期間

　　　　　　　２名程度調査要員を動員し、１週間程度、対象地域を調査する。

　　　　　②調査対象の広告物

　　　　　　　調査対象となる広告物は以下の通りである。

|  |  |
| --- | --- |
| 広告物の種類 | 特徴 |
| 袖看板（突出看板） | 1) 袖看板  木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱、街灯柱、その他電柱類を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。  2)突出看板  建築物の壁面から突き出して取り付けられる広告板等をいう。 |
| 壁面広告 | 建築物の壁面に取り付けられる広告物をいう。 |
| 屋上広告物 | 建物の屋上に掲出されるもの又は屋上に設置された工作物に表示されるもの。（突出看板除く） |
| 野立広告物 | 1)広告板  ベニヤ板、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建てられ又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面が板状であるものをいう。  2)広告塔（ポールサイン含む）  木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建てられ、又は建築物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造のものをいう。 |
| アーチ利用広告物 | 金属等の耐久性のある材料を利用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断しアーチ状に建てられた物件を利用して広告内容を表示するものをいう。 |

　　（イ）調査の考察

　　　　　　（ア）の結果を調査地域ごとにまとめ、どのような地域にどのような危険と思われる広告物があったか、考察する。

オ　「ガイドライン」作成に係る今後の方向性の整理

(3)ア、イ、ウの内容をまとめ、手引き作成に係る課題や今後の方向性を整理し、屋外広告物の評価基準を作成する。

　カ　「沖縄県屋外広告物ガイドライン～安全管理編～」の素案作成

(3)イの表①～④の項目に準じて、ガイドラインを作成する。「③危険な広告物の評価基準」については、(3)ウ「事例調査」の結果を事例として参照する。

また、危険度を示した評価基準の他、安全性に関する考え方の紹介、補修・維持管理の必要性、及び対応例を作成する。(3)イの表を基本とし、必要に応じて項目を追加できるものとする。

　　キ　今後の予定（作業フロー）の作成

　　　　　有識者との意見交換を行う検討委員会の立ち上げやパブリックコメントの実施など、ガイドライン素案作成後のガイドライン策定までの作業フローを作成する。

ク　旅費（交通費、宿泊費）について

先進事例自治体ヒアリングに係る旅費（交通費、宿泊費）については、下記の費用を沖縄県の旅費規程を参考にあらかじめ計上しているが、後に実費精算とする。

①那覇－東京都　　１回・２人　２泊３日

②那覇－大阪　　　１回・２人　１泊２日

(3)　打合せ協議

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ協議を行う。

①業務着手時

②中間(１回)

③成果品納入時(業務完了時)

④その他必要に応じて随時

(4) (1)～(2)素案の成果品、報告書の作成について

本業務における成果品は次のとおりとする。

ア「沖縄県屋外広告物ガイドライン～新たな技術開発による屋外広告物編～」の素案

A４判・カラー２0部（概ね60頁）（チューブファイルに収納）

イ「沖縄県屋外広告物ガイドライン～安全対策編～」の素案

A４判・カラー２0部（概ね80頁）（チューブファイルに収納）

ウ　報告書　A４判・カラー２0部（概ね90頁）（チューブファイルに収納）

　　　業務概要、各素案作成時の取組と結果、全体の総括、アンケート結果等をまとめた報告書を作成する。

エ　ア～ウのデータ版（PDFデータ及びオリジナルデータとする。画像については、オリジナルデータ（jpeg等も格納する。)　DVD-Rまたはフラッシュメモリ　１部

(5)その他、協議し決定した事項

８. 再委託の制限事項

　契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分（契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の業務）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない（これらの業務における補助業務等については、県と前もって協議すること）。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ただし、本委託業務は本県の屋外広告物の在り方について多様な観点から調査し、その方策を提案する内容である。そのため、各分野で高い専門性が必要となることから、発注者との協議により、分野ごとに専門的知識を有する関係機関等への再委託を認めるものとする。

９. 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。ただし、報告書印刷製本等の単純業務について第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

10. 納品場所及び検査場所

　成果品は沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課へ納品すること。なお、完了検査については、都市計画・モノレール課職員が納品場所にて行う。

11. 連絡調整

(1)　本業務の実施にあたり統括担当者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに県に対して、統括担当者の氏名及び役職等を報告すること。

(2)　統括担当者は、適宜、当該業務の進捗状況等については報告等を行うこと。その他、随時、県の求めに応じて報告・調整等を行うこと。

12. 個人情報の保護

本業務委託には、沖縄県個人情報保護条例第11条第１項の規定により、別記の個人情報取扱特記事項を盛り込む。

13. その他留意事項等

　(1) 　「沖縄県屋外広告物ガイドライン～安全管理編～」の素案作成に係る現地調査については、下記事項に留意すること。

（ア）　本業務において現地作業を行わなければならない場合は、県が貸与する腕章及び沖縄県が発行する身分証明書を常に携行すること。また、原則として歩道上作業とし、私有地に立ち入る場合は事前に沖縄県に立ち入り計画を報告し、本県と私有地の管理者等との協議の結果を踏まえて、歩行者等の通行の支障とならないよう十分に配慮し立ち入ることとする。占用者又は設置者や沿道住民等の質問、苦情等に対しては親切丁寧に対応し、県に報告し、指示を仰ぐことと。

（イ）　本業務の実施にあたっては、その工程、方法、内容等について、常に県との連携を図り、必要に応じて打合せを行うこと。

（ウ）　本業務を実施する者は、服装、言動等に十分配慮し、県の指示に基づき従事する者であることを常に自覚し、品位を保つように努めること。

　(2)　その他本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方協議の上、決定する。